

国港総第575号
国港技第78号
令和4年1月24日

各地方整備局

総務部総括調整官 殿
港湾空港部長 殿

港湾局

総務課長
技術企画課長
(公印省略)

国土交通省所管事業（港湾空港関係）の執行における円滑な発注及び施工体制の確保に向けた具体的対策について

国土交通省所管事業（港湾空港関係）の執行については、「国土交通省所管事業（港湾空港関係）の執行における円滑な発注及び施工体制の確保に向けた具体的対策について」（令和2年7月14日付け国港総第120号、国港技第16号、以下「7月14日通達」という。）により、円滑な発注及び施工体制の確保を図っているところである。

一方、先般「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」（令和3年11月19日閣議決定）が決定されたところであるが、当該対策が十分に効果を発揮するためには、材料や燃料費の高騰、納期の長期化等が見られる場合には、価格や工期の設定について、契約変更を含めて適切に対応するとともに、引き続き新型コロナウイルス感染症下においても、防災・減災、国土強靱化などの公共事業予算の迅速な執行とともに、円滑な施工を確保することが重要である。このため、感染症対策に係る費用を上乗せする柔軟な契約変更を徹底するなど、感染拡大防止に万全を期しつつ、市場の実態を反映した適正な予定価格の設定などの取組を推進する必要がある。

これらを踏まえ、国土交通省所管事業の執行について一層の円滑な発注及び施工体制の確保を図るため、当分の間、別紙に定めるところによることとする。

なお、7月14日通達は廃止する。

円滑な発注及び施工体制の確保に向けた具体的対策

1. 全般

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言時に河川や道路などの公物管理、公共工事については事業の継続が求められていることを踏まえ、受発注者双方においてテレワークの推進や「三つの密」の回避等の感染拡大防止対策を徹底すること。

また、工事又は測量・調査・設計等の業務（以下「工事等」という。）の発注に当たっては、発注者間の一層の連携に努めるとともに、地域の建設業者や必要に応じて測量業者・建設コンサルタント業者の実情を的確に把握すること。

その上で、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を図りながら、以降に掲げる事項を参考にしつつ、円滑な発注及び施工体制の確保を図ること。

なお、入札契約手続その他の事務に当たっては、「入札及び契約に係る手続における押印等の見直しについて」（令和2年12月23日付け国会官第19985号、国営管第390号、国北予第43号）及び「請求書の押印省略について」（令和2年12月23日付け国会官第19986号）に基づき、押印の省略が可となっていることにも留意し対応されたい。

2. 円滑な発注及び施工体制の確保

以下に掲げる事項を参考に、円滑な発注及び施工体制の確保を図ること。

（1）入札・契約に係る取組

① 総合評価落札方式の適切な運用と技術評価点の加算点の適切な設定等

- ・ 総合評価落札方式の実施に際しては、総合評価ガイドライン等に基づき、工事内容、規模、要求要件等に応じて、類型の選定や評価項目・配点の設定等を適切に実施する。
- ・ 総合評価落札方式の実施に際しては、十分な技術力を持つにもかかわらず評価対象となる実績を持たない企業や技術者に対しても受注機会が拡大されるよう、工事規模・地域の実情等に応じて、実績にとらわれない評価項目の設定に努める。

<新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえた柔軟な対応の例>

- 企業・技術者の資格や実績、成績、表彰、継続教育（CPD）の取組状況等の評価に当たっては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえ、例えば以下の事項を検討するなど、適宜柔軟な対応を行う。
 - ・ 競争参加資格確認申請書及び資料等の提出期限を延長する。
 - ・ 一時中止措置等を行ったことに起因して完成しない工事等について、評価の対象とする。
 - ・ CPDの評価対象期間や登録証明書等の提出期限を延長し、又は、評価対象単位数を減らす。
- ヒアリングは必要に応じて実施することとし、実施する場合には、電話やインターネットによるテレビ会議システムを活用する。
- 施工計画の提出を求めずに、企業・技術者の能力等の評価により、適切かつ確実に施工上の性能等が確保されることが確認できる工事であって、予定価格が2億円未満（分任官特例を適用する場合はその範囲）の工事については、施工能力評価型Ⅱ型の入札手続を参考に、提出資料を簡素化等する。
- 工事の総合評価落札方式における技術提案に係る評価について、感染の状況や工事の内容等によっては、必要に応じて指定テーマ数及びテーマごとの提案数を最小限とする。
- 業務のプロポーザル方式、総合評価方式における実施方針等や評価テーマに対する技術提案に係る評価について、感染の状況や業務の内容等によっては、必要に応じて項目の省略や評価テーマ数を最小限とする。
- 技術提案書等の作成に当たり図面等の閲覧を認める場合には、官署への出張が不要となるよう、インターネット等を活用する。
- 電子入札システム等について、電子承認カード等を可能な限り使用せずテレワーク等において支障のないと考えられる方策を検討する。

<評価項目の設定等の例>

- 競争参加資格の確認や総合評価項目の評価において、技術者の能力等の要件を緩和する（企業の能力評価等のみとし、技術者の能力等の要件を求めないことも含む）。

② 適切な規模・内容での発注

- ・ 地域企業の活用に留意しつつ適切な規模での発注による技術者等の効率的な活用を図ること。なお、中小建設業者等の受注機会の確保を図る

ため、政府調達協定の対象工事を除く、技術的難易度が比較的低い工事については、上位等級工事への参入の拡大を積極的に推進する。

- ・ 競争性の確保、工事の技術的難易度、中小・中堅建設業者の受注機会の確保等に配慮し、対象等級区分を1つの等級区分に限定する必要がなければ、複数の等級区分を対象とすることができる。

<適切な規模・内容での発注の例>

- 地域の実情等を踏まえつつ、発注ロットを積極的に拡大する（分任官特例の適用や対象地域の拡大、上位等級工事への参入拡大等を含む）。
- 技術的難易度が比較的低い工事については上位等級工事への参入を、比較的高い工事については下位等級工事への参入を可能とする。

③入札方式等の取扱い

- ・ 災害復旧に関する工事においては、改正後の公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）第7条第1項第3号、「発注関係事務の運用に関する指針」（平成27年1月30日公共工事の品質確保の促進に関する関係省庁連絡会議申合せ）、「災害復旧における適切な入札契約方式の適用ガイドラインについて」（平成29年7月7日付け国地契第11号、国官技第84号、国営計第39号。令和3年5月13日最終改正。）及び「直轄事業における災害発生時の入札・契約等に関する対応について」（令和3年4月22日付け国会公契第4号、国官技第58号、国官総第6号、国営管第58号、国営計第18号、国港総第46号、国港技第5号、国空予管第42号、国空空技第19号、国空交企第14号、国北予第10号）に基づき、工事の緊急度や実施する企業の体制等を勘案し、最適な契約相手を選定できるよう、適切な入札契約方式を適用するとともに、実態を踏まえた積算や発注関係事務の負担軽減等、被災の状況や地域の実情を踏まえた必要な措置を講ずる。

④ 多様な入札契約方式の導入・活用等

- ・ 工事の発注に当たっては、公共工事の品質確保の促進に関する法律第3条第4項及び「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針」第2の4に基づき、「発注関係事務の運用に関する指針」及びそれぞれの技術力や発注体制を踏まえつつ、工事の性格や地域の実情等に応じて、多様な入札契約方式の中から適切な入札契約方式を選択するよう努める。

⑤ 技術提案審査の効率化

- ・ 総合評価落札方式における技術提案の審査については、「総合評価方式及びプロポーザル方式における技術提案の審査に関する体制について」（平成18年7月11日付け国官総第263号、国官会第495号、国地契第38号、国官技第92号、国営計第54号）に基づき中立性、公正性を確保しつつ、効率的な実施に努める。

＜総合評価委員会等の中立性、公正性を確保した上での効率化の例＞

- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を図るため、入札・契約手続委員会、技術審査会、総合評価委員会（部会）等の開催について、委員は必要最小限の人数とし、インターネットによるテレビ会議等による遠隔開催や書面開催の活用など効率化を図る。

- ⑥ 概算数量発注又は詳細設計付工事発注により実施する工事の契約変更
- ・ 概算数量発注については、「港湾・海岸事業の適正かつ円滑な事業実施に係る留意事項について」（平成5年4月16日付け港建第113号、港海第418号）の規定により工事に関する施工条件を設計図書に明示することに留意しつつ、その適切な活用を努める。また、詳細設計付工事発注についても、工事の種類、現場条件等を考慮し、適切な活用を努めること。なお、概算数量発注又は詳細設計付工事発注により実施する工事においては、当該工事に係る数量又は詳細設計が確定した段階で、最初の契約変更を適切に行う。

＜概算数量発注及び詳細設計付工事発注の活用の例＞

- 施工能力評価型において概算数量発注を行う場合は、適切な概算数量の設定及び条件明示を行うなどにより、設計変更手続に十分留意する。
- 詳細設計付工事発注を行う場合は、予定価格の作成については詳細設計に係る費用を適切に計上するとともに、工期設定については詳細設計に係る期間を適切に考慮する。

- ⑦ 入札書及び技術資料の同時提出の取扱い
- ・ 入札書及び技術資料の同時提出については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を図るため柔軟な対応が必要な場合は、「高知県内の入札談合事案を踏まえた入札契約手続の見直しの実施について」（平成26年3月11日付け国港総第555号、国港技第117号）の規定にかかわらず、適用しなくても差し支えない。

- ⑧ 円滑な事業執行のための国庫債務負担行為（事業加速円滑化国債）の

活用

- ・ 「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に基づく事業や大規模災害からの復旧等に関する事業について、着実な事業の実施が求められているところであり、補正予算を活用してこれらの事業を実施する際は、「国土交通省所管事業の執行における円滑な事業執行のための国庫債務負担行為の運用について」（令和3年11月30日付け国官会第15526号、国官技第214号、国営管第476号、国営計第134号、国港総第455号、国港技第57号、国空予管第596号、国空空技第338号、国空交企第192号、国北予第38号）に基づき、適切に対応する。

（2）設計・積算に係る取組

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、特別調査や見積りの徴収等が困難な歩掛や単価については、設計変更の対象とする旨を入札公告時に明示するとともに、設定した歩掛や単価を公表し、適切に設計変更を行う。

また、この場合の現場説明、見積合わせ等については、官署への出張が不要となるよう、メール等を活用する。

① 見積りの積極活用等

- ・ 調達環境の厳しい工種や建設資材等について、当初発注から積極的に見積りを活用して積算するなど、適正な予定価格を設定する。
- ・ 調達環境の厳しい工種や建設資材等について、特別調査や見積りの徴収等により設定した歩掛や単価等を公表する。
- ・ 発注者への見積書の提出に当たっては、「入札及び契約に係る手続における押印等の見直しについて」第2 1.に基づき、必要な確認を行うことで見積書の押印を省略することを可とする。

② 災害の発生等による共通仮設費・現場管理費の補正

- ・ 災害の発生等により、積算基準において想定している状況と実態が乖離している場合等については、同一地域・同種工事の過去の見積りの結果や間接費実績変更方式における支出実績等を踏まえて、共通仮設費率・現場管理費率の補正係数を設定し、予定価格を作成する。
- ・ 補正係数を設定する場合には、その旨を入札公告時に明示する。
- ・ なお、この補正を適用する場合には、港湾局技術企画課へ報告されたい。

③ 適切な設計変更

- ・ 通常的设计変更に加え、厳しい施工条件を踏まえ、設計変更の対象とする経費や工種等を入札公告時に明示し、適切に設計変更を行う。

＜設計変更の対象とする経費の例＞

- 遠隔地からの建設資材調達に係る購入費・輸送費
- 遠隔地からの労働者確保に要する労務管理費・交通費・宿泊費等
- 資機材置き場の確保が困難な工事における運搬費
- 交通集中が見られる地域における安全費
- 現場事務所等の借上げに要する費用が多くなる地域における営繕費
- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策に係る費用
 - ・労働者宿舎における密集を避けるための、近隣宿泊施設の宿泊費・交通費
 - ・現場事務所や労働者宿舎等の拡張費用・借地料
 - ・現場従事者のマスク、インカム、シールドヘルメット等の購入・リース費用
 - ・現場に配備する消毒液、赤外線体温計等の購入・リース費用
 - ・遠隔臨場やテレビ会議等のための機材・通信費
- ※ 「工事及び業務における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策の徹底について」（令和2年4月20日付け国官総第12号、国地契第5号、国官技第19号、国営管第49号、国営計第9号、国港総第62号、国港技第9号、国空予管第47号、国空空技第13号、国空交企第12号、国北予第3号）参照。
- ・新型コロナウイルス対策に伴う熱中症予防のための対策費用
- ※ 「新型コロナウイルス対策に伴う熱中症予防に向けて」（令和2年7月1日付け港湾局技術企画課長事務連絡）参照。

＜設計変更の対象とする工種等の例＞

- ブロック工の不足する地域における間知ブロック張工
- 河川維持工（伐木除根工）
- 砂防工（コンクリート工、鋼製砂防工、仮設備工等）
- 電源設備工（発電設備設置工、無停電電源設備設置工）
- その他、過去に同一地域で不調・不落になった工事と同種及び類似工事

④ 施工箇所が点在する工事の間接費の積算

- ・ 建設機械を複数箇所に運搬したり、交通規制等が複数箇所で発生したりするなど、異なる施工箇所としてみなすことが適切と考えられる場合は、共通仮設費、現場管理費を箇所ごとに算出する。

⑤ 適切な工期設定

- ・ 「地方整備局（港湾空港関係に限る）が発注する工事における任意着手制度の実施について（平成27年3月24日付け国港総第503号、国港技第120号）」の対象工事で任意着手制度を活用する。なお、当分の間、余裕期間は、契約ごとに原則6ヶ月を超えない範囲内で設定できるものとする。この場合において、余裕期間をいたずらに長期間設定することで、事業の全体工程の遅延や工期の終期が年度末となる工事の過度な増加（施工時期の偏在）が生じないように、配慮すること。また、3ヶ月を超えての余裕期間を設定する必要がある場合は、港湾局技術企画課へ協議されたい。

⑥ 交通誘導警備員の円滑な確保等

- ・ 「国土交通省所管事業の執行における交通誘導警備員の円滑な確保等について」（令和2年3月31日付け国官技第501号）に基づき、遠隔地からの交通誘導警備員確保等に要する経費の計上、工事用信号機の活用、交通誘導警備員対策協議会の設置等の適切な対策を実施する。

（3）施工段階等における取組

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に万全を期す観点から、工事等に係る検査、打合せ等の実施に当たっては、受発注者協議の上、設備環境の整備状況等を踏まえつつ、可能な限り電話、インターネット等を活用する。また、令和元年8月より運用を開始した電子契約システムについては、受発注者間の書類等のやり取りがシステム上で可能となることから、受注者に対して更なる利用を促すこと。

① 監理技術者等の途中交代

- ・ 監理技術者等の死亡や疾病等、真にやむを得ない場合のほか、受注者の責めによらない理由により工期が延長された場合等においては、監理技術者等の途中交代が可能である旨を入札手続段階で明確化するなど、「監理技術者制度の運用等について」（平成16年9月16日付け国港管第502号、国港建第96号）及び「新型コロナウイルス感染症対策による学校等の臨時休業に伴う建設業法上の取扱いの明確化について」（令和2年3月2日付け国港総第610号、国港技第84号）に基づき、適切に対応する。

<監理技術者等の途中交代の例>

- 学校等の臨時閉鎖や分散登校等に伴う育児のため、監理技術者等がやむを得ず職務を継続できない場合や、新型コロナウイルス感染症への感染が疑われる場合には、監理技術者等の交代、代理勤務等を認める。

② 検査の実施

- ・ 「工事及び業務における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策の徹底について」に基づき、人と人との接触を可能な限り避けるために必要最小限で実施する等の適切な対策を実施する。

＜既済部分検査の簡素化の例＞

- 既済部分検査を実施済の工事目的物の部分については、工事の完成を確認するための検査を、当該部分検査後の変状を目視により確認すること等により行うものができるものとする。

※ 「公共工事の代価の中間前金払及び既済部分払等の手続きの簡素化・迅速化の促進について」（令和2年3月11日付け国港総第646号、国港技第91号）参照。

③ 遠隔臨場の取組

- ・ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を図るため、「港湾の建設現場の遠隔臨場に関する試行について」の一部改正について（令和3年3月26日付け国港技第100号）に基づき、遠隔臨場を積極的に行う。

※ 具体的な試行方法は「令和3年度における港湾の遠隔臨場の試行について」（令和3年3月26日付け港湾局技術企画課長事務連絡）参照。

④ 履行状況の確認等

- ・ 新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえ、業務計画書の提出期限や工事・業務実績情報データベースへの登録期限など発注者に対する提出書類等の期限を延長する。また、クイックレスポンスの取組についても、適宜柔軟な対応を行う。

3. 入札不調の際の随意契約の実施について

入札不調により契約に至らない工事等について、以下の条件を全て満たす場合は、競争に付しても入札者がいないときに行うことができる予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第99条の2の規定による随意契約（以下「不調随契」という。）によることができる。

- ① 品質を確保した上で、入札参加資格要件（技術要件、地域要件、対象等級）を最大限緩和していること。
- ② 見積りの積極活用、調達実態を反映した設計変更、施工箇所が点在する工事の間接費の積算等、積算上最大限の対策を講じていること。
- ③ 過去の不調発生状況から、競争入札手続を行った場合に、入札者の見込みがない可能性が高いと判断されること。

なお、1回の入札不調で不調随契への移行も可能ではあるが、上記条件を全て満たすことを適切に確認すること。

また、必要な対策を講じずに再公告を行い、入札不調が繰り返されることのないよう十分留意すること。

一方、再度の入札を行っても落札者がいないときに行うことができる同条の規定による随意契約（以下「不落随契」という。）については、「不落随契の原則廃止等その厳正化について」（平成17年9月5日付け国港総第143号）において、不落随契の原則廃止等その厳正化について定められていることに留意されたい。

4. その他

現在契約中の工事等についても、本対策の趣旨を踏まえ、適切に対応すること。

なお、本対策の内容については、必要に応じて、適宜見直すものとする。